

草加市営繕工事情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は、草加市が発注する営繕工事において、工事情報共有システムを試行するに当たり必要な事項を定め、工事期間中における受発注者の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 営繕工事 草加市総合政策部公共建築課が設計、積算及び監理を行う工事をいう。
- (2) 工事情報共有システム 公共工事において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- (3) 工事帳票 工事期間中に必要となる書類全般を指し、指示、承諾、協議、提出、報告、通知及び確認等の行為に必要なものをいう。

(工事情報共有システムの対象工事)

第3条 工事情報共有システム活用の対象工事は、発注者が指定する工事とする。

2 発注者は、工事を公告するに当たり、別紙明示例を参考に公告文及び特記仕様書に工事情報共有システム活用の対象工事について明示する。

3 発注者は、第1項に規定する工事以外の工事について、受注者から工事情報共有システム活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合には、工事情報共有システム活用の対象工事とすることができる。

(対象とする工事帳票)

第4条 工事情報共有システムで対象とする工事帳票は、契約締結後に別紙「工事情報共有システム実施対象書類一覧表」を参考に受発注者間で協議し、決定するものとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第5条 前条の規定により決定した工事帳票の受発注者間の決裁は、工事情報共有システム上で行うことを原則とする。

2 工事情報共有システムによって処理した書類等は、署名又は押印を要しない。ただし、紙と同等の原本性を担保するため、工事期間中においては書類等の変更履歴を記録し、工事完成後においては工事情報共有システムから移管した電子データに受発注者の署名又は押印と同等の記録を残すものとする。

(工事帳票の共有範囲)

第6条 工事情報共有システムで処理する工事帳票は、次に掲げる者に対し共有できるものとする。

- (1) 発注者（監督員、公共建築課職員及び工事検査員）
 - (2) 受注者（現場代理人、主任技術者等の関係者）
 - (3) 工事監理業務委託の受注者（管理技術者、協力業者等の関係者）
- (検査)

第7条 工事情報共有システムで処理した工事帳票は、電子検査（電子データを利用した検査をいう。）を原則とするが、実施に当たっては、契約締結後に別紙「工事情報共有システム実施対象書類一覧表」を参考に受発注者間で協議し、決定するものとする。

(検査後の工事帳票の納品)

第8条 工事情報共有システムで処理した工事帳票は、工事完成時に電子媒体で納品するものとする。

(工事情報共有システムの選定)

第9条 工事情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 提供方式がASP方式のもの。
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの（国土交通省HP「情報共有システム提供者機能要件2019年営繕工事編対応状況一覧表」参照）。
- (3) 工事検査日の翌月まで、工事情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの。
- (4) システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの。

2 使用する工事情報共有システムの選定に当たっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。

(工事情報共有システム利用に係る経費)

第10条 工事情報共有システムの利用に係る登録料及び使用料は、発注者が指定する工事にあつては、あらかじめ共通仮設費に積上げ計上し、契約締結後に受注者が希望する工事で工事情報共有システムの活用を認めた工事にあつては、共通仮設費として積上げ計上し、変更契約を行うものとする。

(セキュリティ関係)

第11条 受発注者は、情報漏洩防止の観点からID・パスワードの管理、ウィルス対策、個人情報等機密情報の管理及び工事関係データの管理等を徹底し、情報セキュリティに関する基準、法令を遵守するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めがない事項に関しては、受発注者間で協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する工事から適用する。

(参考) 特記仕様書の明示例【発注者が指定する工事】

●その他

工事情報共有システムの活用について

本工事は、情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するシステム（工事情報共有システム）を活用する工事である。

なお、実施に当たっては『草加市営繕工事情報共有システム試行要領』に基づくため、事前に市のホームページを参照すること。

URL : <https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1206/PAGE0000000000000079874.html>

(参考) 特記仕様書の明示例【発注者が指定する工事以外のもの】

●その他

工事情報共有システムの活用について

本工事は、受注者が希望する場合、契約後の受発注者間の協議に基づき、情報通信技術を活用し、情報を電子的に交換・共有するシステム（工事情報共有システム）を活用できる工事である。

なお、実施に当たっては『草加市営繕工事情報共有システム試行要領』に基づくため、事前に市のホームページを参照すること。

URL : <https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1206/PAGE0000000000000079874.html>

(参考) 公告文の明示例【発注者が指定する工事】

本工事は、情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するシステム（工事情報共有システム）を活用する工事である。

(参考) 公告文の明示例【発注者が指定する工事以外のもの】

本工事は、受注者が希望する場合、契約締結後の受発注者間の協議に基づき、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するシステム（工事情報共有システム）を活用することができる工事である。